

廃棄物に関する意識調査票

○廃棄物実態調査と併せて、「廃棄物に関する意識調査」への回答をお願いします。

○Webでも調査に回答いただけます。(https://www.gr-eco.co.jp/yamagata-sp/DL.html)

調査票番号※		事業所名	
--------	--	------	--

※「産業廃棄物等に関する調査票（令和5年度実績）」に記載の調査票番号を転記してください

問1 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進に向け、貴事業所ではどのような取組みをしていますか。当てはまる項目の番号に○をつけてください（複数可）。

- 1 ISO、エコアクション21などの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組み
- 2 廃棄物処理に関する管理体制の整備（責任者の設置等）
- 3 廃棄物処理に関する管理計画の策定（廃棄物削減・リサイクル率目標値の設定等）
- 4 廃棄物の分別・選別の徹底
- 5 廃棄物の発生抑制のための製造工程の改善
- 6 リサイクルの容易化・処理の容易化・製品の長寿命化等を考慮した製品等の設計・製造
- 7 環境に配慮した物品・資材（山形県リサイクル認定製品など）、サービスの調達
- 8 規格材・ユニット工法などの廃材発生が少ない資材・工法の採用
- 9 包装材・梱包材の使用量の削減
- 10 不要物の有効利用・有償売却の促進
- 11 他産業またはグループ企業との再生資源の受入・供給によるリサイクルの推進
- 12 従業員に対する教育の徹底
- 13 その他（具体的に： _____）
- 14 特に行っていない

問2 貴事業所が廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進する上で課題と感じていることはありますか。当てはまる項目の番号に○をつけてください（複数可）。

- 1 人手が不足
- 2 技術力が不足
- 3 知識・情報が不足
- 4 社員教育が困難
- 5 専門的な相談先がない
- 6 必要な技術・機械設備が開発されていない
- 7 機械設備などに投資する余裕がない
- 8 コストが高くなってしまふ
- 9 何をしたいのかわからない
- 10 事業特性から発生抑制・リサイクルが困難
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特にない

問3-1 国では令和元年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和4年からは「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、廃プラスチックの排出抑制と再資源化の取組みの促進が図られています。

貴事業所における廃プラスチックの排出抑制と再資源化の取組みについて、当てはまる項目の番号1つに○をつけてください。

- 1 既に廃プラスチックの削減・再資源化が進んでおり、さらに取組みを促進する必要はない
- 2 廃プラスチックの削減・再資源化に取り組んでおり、今後もさらなる促進が必要
- 3 廃プラスチックの削減・再資源化はあまり進んでいないが、今後取り組む予定
- 4 廃プラスチックの削減・再資源化はあまり進んでおらず、今後取り組む予定はない
- 5 廃プラスチックの排出がない

問3-2 問3-1で「1～3」を回答した事業所にお伺いします。

貴事業所で取り組んでいるまたは取り組む予定の廃プラスチックの排出抑制または再資源化の取組みについて、当てはまる項目の番号に○をつけてください（複数可）。

- 1 製造するプラスチック使用製品の材料減量化、包装の簡素化、単一素材化、分解・分別の容易化等
- 2 製造するプラスチック使用製品のプラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックの利用、バイオプラスチックの利用等
- 3 使い捨てプラスチック使用の見直し・合理化による排出削減
- 4 廃プラスチックの再資源化（マテリアルリサイクル）※処理委託を含みます。
- 5 廃プラスチックの再資源化（ケミカルリサイクル）※処理委託を含みます。
- 6 廃プラスチックの再資源化（サーマルリサイクル）※処理委託を含みます。
- 7 その他 [具体的に：]

問4 食品ロスの削減及び食品廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進に向け、貴事業所ではどのような取組みをしていますか。当てはまる項目の番号に○をつけてください（複数可）。

※ 食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。主に食べ残しや過剰除去、賞味期限切れによる直接廃棄、規格外品等を指します。

※ 食品廃棄物とは、食品ロスに加え、魚や肉の骨など廃棄される不可食部を含みます。

- 1 商習慣見直し（賞味期限の延長・年月表示化、納品期限の見直し）
- 2 余剰食品のフードバンク・子ども食堂などへの寄付
- 3 需要に見合った製造・販売の推進
- 4 消費者への啓発（てまえどりの促進など）
- 5 小容量販売・量り売り・バラ売り
- 6 調理ロス削減
- 7 食べきり・持ち帰りの促進（提供量の調整・持ち帰り容器の準備）
- 8 食品廃棄物の減量化・資源化※処理委託を含みます。
※ 減量化・資源化の方法についても○をお願いします
(飼料化・肥料化・堆肥化・消滅型生ごみ処理機・エネルギー利用)
- 9 その他 [具体的に：]
- 10 特に行っていない
- 11 食品廃棄物は発生しない

問5 貴事業所では、廃棄物系バイオマス（食品廃棄物、家畜ふん尿、下水汚泥、農業残さ、木質系廃棄物等）を資源またはエネルギー源として利用（処理委託を含みます。）していますか。当てはまる項目の番号に○をつけてください（複数可）。

- 1 飼料化して利用している
- 2 堆肥化して利用している
- 3 バイオガス化して、エネルギー源として利用している
- 4 エタノール・BDF化して、エネルギー源として利用している
- 5 熱分解ガス化して、エネルギー源として利用している
- 6 炭化して、エネルギー源として利用している
- 7 固形燃料化して、エネルギー源として利用している
- 8 直接燃焼してエネルギー源として利用している
- 9 現在は利用していないが、今後、飼料化・堆肥化して利用することを検討している
- 10 現在は利用していないが、今後、エネルギー源（バイオガス化・エタノール化等）として利用することを検討している
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 廃棄物系バイオマスの排出がない

問6-1 貴事業所では、電子マニフェストを利用していますか。当てはまる項目の番号1つに○をつけてください。

※電子マニフェスト制度は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の情報を電子化し、排出事業者と処理業者がやり取りする仕組みのことで、事務処理の効率化等を図ることができます。

- 1 利用している
- 2 利用していない

問6-2 問6-1で「2 利用していない」とお答えの事業所にお伺いします。

電子マニフェストを利用していない理由は何ですか。当てはまる項目の番号に○をつけてください（複数可）。

- 1 電子マニフェストを知らなかった
- 2 操作方法が難しいと感じる
- 3 ごみの排出量が少ないため、使用するメリットを感じない
- 4 委託先の処理業者が利用していない
- 5 その他（具体的に： _____）

問7-1 山形県では、平成18年10月から排出事業者または中間処理業者を納税義務者とし、県内の埋立処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税する産業廃棄物税を導入しているのをご存じですか。当てはまる項目の番号1つに○をつけてください。

- 1 十分知っている
- 2 ある程度は知っている
- 3 名称は知っているが、内容は知らない
- 4 全く知らない

問7-2 産業廃棄物税での税収は、第3次山形県循環型社会形成推進計画の施策の柱である「資源循環型社会システムの形成」、「資源の循環を担う産業の振興」、「廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減」のための事業の財源に充当していますが、次の事業はご存じですか。ご存じの事業の項目の番号に○をつけてください（複数可）。

- 1 やまがた環境展
- 2 もったいない山形協力店
- 3 高校生環境にやさしい料理レシピコンテスト
- 4 山形県3R研究開発事業費補助金
- 5 山形県循環型産業施設整備事業費補助金
- 6 3R推進環境コーディネーター（循環型産業コンサルティング・マッチング支援）
- 7 山形県リサイクル製品認定制度
- 8 山形県リサイクルシステム認証制度

問8 山形県は、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進のため、今後どのような施策に力を入れるべきだと思いますか。当てはまる項目の番号3つまでに○をつけてください。

- 1 廃棄物の発生抑制・リサイクルに関する情報発信
- 2 産業廃棄物の処理に関する県民の知識と理解を深めるための啓発活動
- 3 廃棄物処理法などの法令に関する研修・情報提供等
- 4 廃棄物の発生抑制・リサイクルに関する研究・施設整備等への補助
- 5 3R推進環境コーディネーターによる循環型産業コンサルティング・マッチング支援
- 6 県によるリサイクル製品・リサイクルシステムの認定・認証
- 7 食品ロス削減など地域・関係団体等による取組みの促進・支援
- 8 未利用資源・廃棄物系バイオマスの利用の促進・支援
- 9 排出事業者責任の徹底を図るための監視・指導体制の強化
- 10 不適正処理、不法投棄に関する監視・指導体制の強化
- 11 優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成
- 12 産業廃棄物の発生状況、処理施設、処理・処分状況等の情報公開
- 13 その他（具体的に： _____）

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。
実態調査の調査票と併せて返信用封筒に入れ、ご返送くださいますよう、お願いします。
（Webによるご回答の場合は、本調査票のご返送は不要です。）